

P F I 法改正に伴う政令の概要

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行期日を

- ・繰上償還に係る補償金の免除に関する規定につき、平成 30 年 8 月 1 日、
- ・その他の規定につき、平成 30 年 10 月 1 日、

とする旨規定。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 <繰上償還関係>

(1) 経営改善計画に定めるべき事項

改正法の一部（繰上償還に係る補償金の免除に関する規定）の施行に伴い、水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還を行おうとする旨の申出に際して地方公共団体が提出する水道事業等に係る公共施設等運営事業に関する計画（経営改善計画）に定めるべき事項として、

- ・公共施設等の名称・立地等、
 - ・コンセッション事業開始前の収支の状況及び開始後の収支の見通し、
 - ・水道事業等全体の費用のうちコンセッション事業に該当する水道事業等に要した費用の額の割合、
 - ・事業開始後の維持管理の方針
- 等を定める必要がある旨を規定。

(2) 繰上償還に係る手続

地方公共団体による繰上償還の申出の際に必要な手続きとして、

- ・地方公共団体による繰上償還の申出及び経営改善計画の提出、
 - ・政府による当該繰上償還の申出に係る審査及び通知、
 - ・当該通知を受けた地方公共団体による繰上償還を行うために必要な申請書（繰上償還の額、繰上償還の期日等を定めたもの）の提出
- 等に係る手続きについて規定。